（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

第三十五条　大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては、許可船舶等の外部に別表第六に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「ＪＰ―」を付したもの（以下「信号符字等」という。）を表示しなければ、当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。

（聴守義務）

第三十六条　（略）

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十七条　（略）

（中西部太平洋オブザーバーの乗船）

第三十八条　（略）

２　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

３　第一項の規定による命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

４　（略）

（大中型まき網漁業に係る漁具の制限）

第三十九条　（略）

（運搬船の届出）

第四十条　大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶（以下この項において「運搬船」という。）により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第四号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（火船等の届出）

第四十一条　大中型まき網漁業者は、当該漁業に火船又は魚探船を使用する場合には、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式第五号の火船等届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（陸揚げ又は転載の届出）

第四十二条　大中型まき網漁業者は、漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十七条第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一～四　（略）

２　（略）

（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

第三十一条の三　大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては、許可船舶等の外部に別表第三に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「ＪＰ―」を付したもの（以下「信号符字等」という。）を表示しなければ、当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。

（聴守義務）

第三十一条の四　（略）

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十一条の五　（略）

（中西部太平洋オブザーバーの乗船）

第三十一条の六　（略）

２　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

３　第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

４　（略）

（大中型まき網漁業に係る漁具の制限）

第三十一条の七　（略）

（運搬船の届出）

第三十二条　大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶（以下この項において「運搬船」という。）により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第五号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（火船等の届出）

第三十三条　大中型まき網漁業者は、当該漁業に火船又は魚探船を使用する場合には、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式第六号の火船等届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（陸揚げ又は転載の届出）

第三十三条の二　大中型まき網漁業者は、漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げし又は当該漁獲物を採捕し若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十九条第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一～四　（略）

２　（略）